

空き地等の新たな活用に関する検討会

開催要領

(名称)

第1条 本会は「空き地等の新たな活用に関する検討会」（以下、「検討会」という。）と称し、国土交通省土地・建設産業局に設置する。

(目的)

第2条 検討会は、平成28年8月に国土審議会土地政策分科会企画部会において、個々の土地に着目した最適な活用・管理（宅地ストックマネジメント）を実現するため、土地の「最適活用」、「創造的活用」、「放棄宅地化の抑制」に関する新たな施策を講じていくことが示されたところであり、企画部会とりまとめを踏まえ、空き地等の新たな活用に関する検討を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 検討会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。ただし、必要に応じ臨時委員を置くことができる

2 検討会に委員長を置き、委員長は、議長として会議の議事を整理する。

3 委員長に事故があるときは、本検討会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

2 会議は原則として公開とする。議事概要及び配付資料は、原則として会議終了後速やかにホームページにおいて公表する。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は国土交通省土地・建設産業局企画課に置く。

2 事務局は、検討会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この規約は、平成29年1月12日から施行する。